

平成30年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：消費生活課
 担当名：総務・企画調整担当
 内線：2935 (単位：千円)

| 番号 | 事業名 | | 会計 | 款 | 項 | 目 | 説明事業 | | |
|--|---------------|---------|---|-----|------|-----------------|-------------|------|-------------|
| B28 | 消費者行政活性化事業費 | | 一般会計 | 総務費 | 県民費 | 消費者対策費 | 消費者行政活性化事業費 | | |
| 事業期間 | 平成21年度～平成37年度 | 根拠法令 | 消費者安全法 | | 宣言項目 | | | | |
| | | | | | 分野施策 | 020412 消費者被害の防止 | | | |
| 1 事業の概要 消費者の利益を守るため、消費生活相談窓口の充実、学校等と連携した消費者教育や悪質事業者に対する指導・処分を実施する。 (1) 消費生活相談充実強化事業 △ 63千円 事業の効率執行による報償費及び使用賃借料の減 (2) 消費者啓発・広報事業 △ 4,966千円 地方消費者行政強化交付金が見込みを下回ったための減 (3) 法執行・事業者指導強化事業 △ 304千円 事業の効率執行による報償費、旅費、使用賃借料の減 | | | 5 事業説明 (1) 事業内容 ア 消費生活相談充実強化事業 2,443千円 (当初 2,506千円) イ 消費者啓発・広報事業 23,680千円 (当初 28,646千円) ウ 法執行・事業者指導強化事業 1,599千円 (当初 1,903千円) (2) 事業計画 ア 消費生活相談体制の強化 県主任相談員による巡回指導、専門家のアドバイスの活用など相談体制を強化する。 イ 消費者への啓発 消費者問題への関心を高める研修会の開催など、消費者教育の推進を図る。 ウ 事業者の指導 悪質事業者に対して、徹底した調査指導を行う。 (3) 事業効果 消費者被害の減少 【埼玉県消費生活基本計画の基本指針】1年以内に消費者被害の経験がある、または嫌な思いをした県民の割合 平成27年度 15.2% → 14.0% (平成33年度目標) (4) 補正予算の概要 (1) 消費生活相談充実強化事業 : 事業の効率執行による報償費及び使用賃借料の減額。 (2) 消費者啓発・広報事業 : 地方消費者行政強化交付金が見込みを下回ったための減額。 (3) 法執行・事業者指導強化事業 : 事業の効率執行による報償費、旅費、使用賃借料の減額。 | | | | | | |
| 2 事業主体及び負担区分 (県10/10) | | | | | | | | | |
| 3 地方財政措置の状況 なし | | | | | | | | | |
| 4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円 | | | | | | | | | |
| 予算額 | | 財 源 内 訳 | | | | | | 一般財源 | 補正後の 予算額 |
| 決定額 | △5,333 | 国庫支出金 | 諸収入 | | | | | 0 | 27,722 |
| 現計額 | 33,055 | 32,668 | 387 | | | | | 0 | |